

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校においても「いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子供にもどの学級でも起こりうる可能性のあること」を十分に認識したうえで、その未然防止、早期発見・早期対応に努める。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会（毎月1回運営委員会と併せて実施及び必要に応じて校長が招集）

管理職・特別支援コーディネーター・養護教諭・生活指導主任・学年主任

必要に応じて担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

毎月の委員会では、各学年の児童の様子を報告し、必要な支援や支援体制について協議する。

臨時の委員会では、個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応を確認するとともに、今後の対応策を決定する。

(2) 校内委員会（毎月一回） 管理職・特別支援コーディネーター・養護教諭・生活指導主任

必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・担任・通級学級担任

個々の児童に応じた支援の進捗状況や支援体制、今後の対応策の確認を行う。

(3) 学年会・専科会（毎月1回） 学年担任、専科担当 必要に応じて関係職員

学年間、専科間の情報共有を行い、学校いじめ対策委員会に報告する。学年は笑顔チェックをした集計を話し合うことで兼ねる。

(4) 生活夕会（毎週1回） 全教職員

1週間の児童の様子に関する情報共有、必要な指導の確認・指導に関する共通理解などを行う。

4 いじめの未然防止の取組

(1) いじめのない学校づくり

① 子供が安心して生活できる、魅力ある学校づくり

○自己肯定感や自尊感情を高める指導 ○子供と教職員の信頼関係の構築

② 教職員の授業改善

○分かる授業、主体的・対話的で深い学びに結びつく授業の工夫・改善 ○学習規律の確立と定着

③ 教職員の人権意識の向上

○人権教育プログラム等を活用した児童の人権に関する研修の充実

○不適切な指導や差別的な態度・言動をなくす指導 ○体罰防止の徹底

④ 教員の指導力の向上

○東京都教育委員会「いじめ総合対策」や本校作成の「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した「いじめに関する研修」の充実

○「10の約束」「十小のきまり」の徹底

○教職員による、児童の情報の交換と共有（生活指導全体会）

⑤ 相談体制の整備

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと情報共有の時間を設定

(2) いじめを防ぐ取組

① いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりをしないための取組

○「いじめに関する授業」を各学級で実施 ○弁護士等外部人材を活用した授業を実施

○代表委員会を中心としたいじめ防止の取組（あいさつ運動・ふわふわ言葉・十小いじめ防止フォーラム）

② 年間を見通した学習プログラム（東京都教育委員会「いじめ総合対策」実践プログラム編の活用）の実施

○いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 ○互いの個性の理解

○望ましい人間関係の構築 ○規範意識の醸成

③道徳教育の充実

○良好な人間関係を構築する力の育成 ○自己有用感の獲得 ○やさしさ、思いやりの心の育成

5 いじめの早期発見の取組

(1) いじめの「見える化」の取組

- きめ細かな子供の観察（表情、態度、言動、日記、健康状況等の観察、交友関係の把握）
- 国分寺市いじめアンケート・笑顔チェックカード・元気チェックカレンダーの実施・分析・活用
- 担任と子供の定期的な個人面談の実施（年2回ふれあい月間）、笑顔チェックカードを通して把握した児童への個人面談の実施
- スクールカウンセラーによる5学年児童全員面接の実施

(2) 組織的な取組によるいじめの確実な発見

- 教員間、教員と管理職の定期的な情報交換と共有（生活指導全体会・生活指導夕会・学年会の内容の報告）
- 管理職・主幹教諭による定期的な授業観察の実施

(3) 保護者・地域との連携

- 学校だよりや保護者会の積極的な活用 ○保護者相談の実施 ○児童館や学童クラブとの連携
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介

6 いじめへの早期対応

(1) いじめ対策委員会を核とした組織的対応

○教職員から「いじめ対策委員会」への報告（いじめの事実確認→設置者へ報告）→緊急会議の開催、認知→対応方針の決定

- 対応経過と改善の進捗状況の確認、対応者への助言
- 対応記録のファイリング（5W1Hを明確に）

(2) 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への多角的な対応

- 被害の児童の安全確保と不安解消
- 加害の児童に対する組織的・計画的な指導及び観察
- 被害及び加害の児童の保護者の理解に基づく対応

(3) 国分寺市教育委員会・関係諸機関との連携

- 国分寺市教育委員会への報告 ○警察、児童相談所、子ども家庭支援センターとの連携

(4) 保護者・地域との連携

- 臨時保護者会の開催 ○PTA・学校運営協議会との連携と必要に応じた協力の要請
- 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

7 重大事態への対処

※重大事態…いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態及びいじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態

(1) 被害の児童の保護とケア

- 被害の児童に対する複数の教員のマンツーマンでの保護 ○スクールカウンセラーによるケア
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
- 適応指導教室への通級等の実施

(2) 加害の児童への働きかけの例

- 必要に応じて別室での学習の実施 ○警察への相談・通報 ○懲戒や出席停止
- 加害の児童とその保護者と、管理職との面談

(3) 国分寺市教育委員会への報告と関係機関との連携

- 国分寺市教育委員会への報告と連携、国分寺市いじめ防止審議会の指示による対応
- 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携 ○いじめ等の問題解決支援チーム（都教委）の活用

(4) 保護者・地域との連携

- 国分寺市いじめ防止審議会との連携・協力のもと、臨時保護者会の開催
- PTAと連携して、子供たちの見守り ○民生・児童委員等との連携

(5) いじめ防止対策推進法に基づく対応

- 必要に応じて、再調査の実施